

# 会員之証及び会員証明書運用規則

公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「当協会」という。）は、当協会の所属会員に発行する会員之証及び会員証明書について、以下のとおり定める。

## 会 員 之 証

（会員之証）

第1条 会員之証とは、当協会の所属会員であることを証明する証書、様式（1）をいう。

（会員之証の発行及び有効期間）

第2条 会員之証は、既所属会員に対し、4年毎に発行する。有効期間は発行日から4年間とし会員之証に明記する。

2 新規の所属会員は、当協会に入会したとき会員之証を発行する。ただし、有効期限は、前項で発行された会員之証に準じるものとする。

（会員之証の発行方法及び手数料）

第3条 会員之証は、当協会が直接発行する。

2 会員之証の発行手数料は、無料とする。

（会員之証の再発行申請及び手数料）

第4条 当協会の責によらない会員之証の再発行申請は、別紙書式（3）に記載のうえ、再発行手数料 3,000円（税抜き）及び不要となった会員之証を添えて直接当協会へ申請するものとする。

2 前号にかかわらず、大規模災害等、会長が止むを得ないと認めた場合における紛失、破損及び汚損による再発行手数料は無料とする。

（会員之証の失効）

第5条 会員之証は、以下の場合に失効する。

1) 所属協会を退会したとき

2) 所属協会から除名されたとき

2 前項に該当した所属会員は、速やかに当協会に会員之証を返還しなければならない。

## 会員証明書

(会員証明書の様式等)

第6条 会員証明書は、当協会の連携会員、賛助会員及び所属会員の申請により様式(2)を発行する。ただし、提出先又は提示先が書式を指定した場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 有効期間は、発行日から3ヶ月間とする。

(会員証明書の発行方法及び手数料)

第8条 会員証明書は、当協会が直接発行する。

2 会員証明書の発行手数料は1通1,000円(税抜き)とする。

(会員証明書の発行申請)

第9条 第6条のものが会員証明書の発行申請をするときは、様式(4)に記載のうえ、手数料を添えて直接当協会へ申請するものとする。

付 則

この運用規則は、平成18年5月23日より適用する。

この規程の改正は、平成25年4月1日より施行する。

この規程の改正は、令和5年11月6日より施行する。

# 会員之証

会員名

害虫防除株式会社

会員番号

〇〇〇-〇番

事業所所在地

東京都中野区野方1丁目2番3号

所属地区協会名

公益社団法人東京都ペストコントロール協会

本証の有効期間

〇〇〇〇年3月31日

公益社団法人日本ペストコントロール協会

印

# 会員証明書

(事業所名) ○○○○○○

(所在地) ○○○○○○○○-○-○

上記は当協会の○○会員であることを証明する

○○○○年○月○日

公益社団法人

日本ペストコントロール協会

会

長

○

○

○印○

本証明書の有効期限は発行日から3ヶ月とする

# 会員之証 再発行申請書

様式(3)

公益社団法人日本ペストコントロール協会 会長殿

会員之証再発行を下記の理由により申請します。

令和 年 月 日

(所在地) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

(会員名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

会員之証の再発行を受ける理由 (必ず記入のこと)

会員之証返却の有無 (あり・なし)

(返却出来ない理由)

以下事務局使用 (記入不可)

申請書 受理日	手数料 確認	発行日	送付日	備考
	あり・なし			

# 会員証明書 発行申請書

様式(4)

公益社団法人日本ペストコントロール協会 会長殿

会員証明書の発行を申請します。

令和 年 月 日

(所在地) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

(会員名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

証明を希望する日

(証明日) 令和 年 月 日 (現在)

会員証明書の提出先 (必ず記入のこと)

以下事務局使用 (記入不可)

申請書 受理日	手数料 確認	証明日	送付日	備考